新潟県条例第32号

新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例

新潟県地域振興局設置条例（平成13年新潟県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削り、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後	改正前
別表第２（第２条関係） 所掌事務：(1) 広域的な見地から行う地域振興に係る施策の企画立案及び調整に関する事務 (2) 県税に関する事務（別表第３及び別表第４の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。） 名称：（略） 所管区域：（略） 名称：新潟地域振興局 所管区域：新潟市　三条市　加茂市　燕市　五泉市　佐渡市　西蒲原郡　南蒲原郡　東蒲原郡 名称：（略） 所管区域：（略） 名称：上越地域振興局 所管区域：上越市　糸魚川市　妙高市	**別表第２**（第２条関係） 所掌事務：県税に関する事務（別表第３及び別表第４の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）及び建築に関する事務 名称：（略） 所管区域：（略） 名称：新潟地域振興局 所管区域：新潟市　五泉市　東蒲原郡 名称：三条地域振興局 所管区域：三条市　加茂市　燕市　西蒲原郡　南蒲原郡 名称：（略） 所管区域：（略） 名称：上越地域振興局 所管区域：上越市　糸魚川市　妙高市 名称：佐渡地域振興局 所管区域：佐渡市
別表第３（第２条関係） 所掌事務：県税に関する事務のうち次に掲げる事務 (1)～(4)　（略） (5) 県たばこ税（手持品課税に係るものを除く。）に関する事務 名称：（略）	**別表第３**（第２条関係） 所掌事務：県税に関する事務のうち次に掲げる事務 (1)～(4)　（略） 名称：（略）
別表第４（第２条関係） 所掌事務 名称 所管区域	**別表第４**（第２条関係） 所掌事務 名称 所管区域

軽油引取税に関する事務（別表第３の所掌事務の欄第４号に掲げる事務及び免税証の交付に関する事務を除く。）	（略）	
	新潟地域振興局	新潟市　五泉市　佐渡市　東蒲原郡
	（略）	
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市

別表第５（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
(1) 保健に関する事務 (2) 福祉に関する事務のうち母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務 (3) 環境に関する事務（別表第６の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	（略）	

別表第５の２（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
福祉に関する事務（別表第５の所掌事務の欄第２号に掲げる事務を除く。）	（略）	

別表第７　（略）

別表第８（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
(1) 地域農政の総合推進、農畜産物の生産振興等に関する事務であって規則で定めるもの (2) 建築に関する事務	新発田地域振興局	新発田市　村上市　阿賀野市　胎内市　北蒲原郡　岩船郡
	新潟地域振興局	新潟市　五泉市　東蒲原郡
	三条地域振興局	三条市　加茂市　燕市　西蒲原郡　南蒲原郡

軽油引取税に関する事務（別表第３の所掌事務の欄の(4)に掲げる事務及び免税証の交付に関する事務を除く。）	（略）	
	新潟地域振興局	新潟市　五泉市　東蒲原郡
	（略）	
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市
	佐渡地域振興局	佐渡市

別表第５（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
保健に関する事務（別表第５の３の所掌事務の欄に掲げる衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務	（略）	

別表第５の２（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
福祉に関する事務（別表第５の所掌事務の欄に掲げる福祉に関する事務を除く。）	（略）	

別表第５の３（第２条関係）

（略）

別表第７　（略）

	長岡地域振興局	長岡市　柏崎市　小千谷市　見附市　三島郡　刈羽郡
	南魚沼地域振興局	十日町市　魚沼市　南魚沼市　南魚沼郡　中魚沼郡
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市
	佐渡地域振興局	佐渡市

別表第８の２（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
林業に関する事務（別表第８の３の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	（略）	

別表第８の３（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
林業に関する事務のうち木材産業に関する事務	村上地域振興局	村上市　岩船郡
	新潟地域振興局	新潟市　新発田市　五泉市　阿賀野市　胎内市　北蒲原郡　東蒲原郡
	長岡地域振興局	長岡市　三条市　柏崎市　小千谷市　加茂市　見附市　燕市　西蒲原郡　南蒲原郡　三島郡　刈羽郡
	南魚沼地域振興局	十日町市　魚沼市　南魚沼市　南魚沼郡　中魚沼郡
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市
	佐渡地域振興局	佐渡市

別表第８（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
林業に関する事務	（略）	

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。